

「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正等に係る 早期適用に当たっての留意点

2026 年 9 月 16 日
一般社団法人 資産運用業協会

本改正は、2026 年 9 月 16 日に施行され、改正後の第 2 条の 5 の規定は、約 1 年間の経過措置期間を経て、2027 年 10 月 1 日から適用されます（附則第 1 項・第 2 項）。その上で、必要な整備を完了した会員会社が、適用開始日を待たずに改正後の規定を適用すること（以下「早期適用」といいます。）が認められています（附則第 4 項）。早期適用に当たっては、次の点にご留意ください。

（１）全部適用の原則 早期適用は、改正後の規定の全部について行う必要があります、その一部のみを適用することはできません。特に、変動型信託財産留保額とサスペンションは、低流動ファンドが日次の設定・解約申込みの受付を維持するための一体の枠組みであり、いずれか一方のみを整備して利用する取扱いとは認められません（ご意見に対する本協会の考え方 No. 43・No. 44 参照）。

（２）整備の完了と社内記録 早期適用は、流動性リスク管理規程等の整備、全公募投資信託についての分類の実施・記録、該当ファンドに係る投資信託約款の整備並びに販売会社・受託銀行・事務受託会社等との連絡・事務処理に係る態勢の整備を完了した上で行ってください（附則第 3 項・第 4 項）。早期適用を行う場合には、適用を開始する時期を社内において明確に定めるとともに、整備の完了状況の確認及びその判断の過程を記録しておいてください。

（３）早期適用によらない任意の整備 早期適用を行わない場合であっても、経過措置期間中に改正後の規定に沿った整備や運用を任意に進めることは妨げられません（附則第 5 項）。もっとも、変動型信託財産留保額又はサスペンションを実際に利用する場合には、改正後の規定に定める整備（双方のツールの整備、算定・適用判断・決裁・関係者連絡の枠組み等）を経て行う必要があります。

（４）経過措置期間の趣旨 経過措置期間は、対応を先送りするための期間ではありません（考え方 No. 48 参照）。早期適用の有無にかかわらず、全ての会員会社において、適用開始日までに整備が完了するよう、計画的に対応を進めてください。対応の標準的な順序については、補足 Q & A 問 29 をご参照ください。

（ご参考）附則

附 則

1. この改正は、2026 年 9 月 16 日（以下「施行日」という。）から施行する。
2. 改正後の第 2 条の 5 の規定（当該規定に関連するその他の改正規定を含む。以下「改正後の規定」という。）は、2027 年 10 月 1 日（以下「適用開始日」という。）から適用する。

3. 委託会社等は、施行日から適用開始日の前日までの間（以下「経過措置期間」という。）に、改正後の規定の適用に必要な整備（流動性リスク管理規程等の整備、流動性区分に基づくファンド分類の実施及び記録、投資信託約款の整備並びに販売会社、受託銀行、事務受託会社その他関係者との連絡・事務処理に係る態勢の整備を含む。）を計画的に行うものとする。
4. 第2項の規定にかかわらず、委託会社等は、前項の整備を完了した場合には、適用開始日前においても、その運用する公募投資信託について改正後の規定の全部を適用することができる。この場合において、改正後の規定の一部のみを適用することはできない。
5. 前項の規定は、適用開始日前において、委託会社等が改正後の規定に沿った整備又は運用を行うことを妨げるものではない。この場合において、流動性管理ツールを実際に利用するときは、改正後の規定に定める整備を経て行うものとする。

以 上